ニ　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

三　第十六条の表の上欄第四号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ　原子炉本体の機能又は性能を確認する検査のうち、炉心における燃料体の配置及び臨界状態を確認する検査並びに減速材温度係数の検査

ロ　原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査

ハ　蒸気タービン、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能を確認する検査のうち、発電用原子炉、蒸気タービン及び発電機相互の停止に係るインターロックを確認する検査

四　第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ　発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1)　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であって、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却設備、及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2)　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であって、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(3)　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であって、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置及び放射性物質及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(4)　重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設であって、原子炉冷却系統施設のうち、余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備及び海水系設備に係るもの

(5)　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

ロ　発電用原子炉の出力運転時（定格出力運転時を除く。）において実施する検査

2　前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3　原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4　機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う使用前検査の通知書等）

第十九条　原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受ける発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を行う時期

四　検査を行う場所

五　検査の対象

六　検査の方法

3　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　第九条第一項の申請書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して申請した場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）、第十条第一項の届出書又は第十二条第一項の届出書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して届出をした場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）

二　第十五条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（使用前検査結果の通知）

第二十条　法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けた発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を行った年月日

四　検査を行った場所

五　検査の対象

六　検査の方法

七　検査の結果

（使用前検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

（試験使用の承認等の申請）

第二十二条　第十七条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用しようとする発電用原子炉施設の概要

四　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の工事の計画の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五　申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六　使用の方法